

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

避難区域の見直しに合わせて、下線部分の取り扱いを追加しました。

(1) 県内移転先での事業継続・再開向け融資

制度概要

原子力災害の被災区域(*)から移転を余儀なくされた中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。

対象者

被災区域(*) に事業所を有し、その移転を余儀なくされた中小企業等。

* 被災区域とは、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に指定された区域を指します。

支援内容

- a 資金用途 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- b 融資限度 3,000万円以内
- c 融資期間 20年以内（うち据置5年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、約2週間
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

お取り扱い期間

平成24年4月2日（月）から 平成25年3月29日（金）融資実行分まで

お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

Tel: 024-525-4019、534-0928、534-0938、534-0948、535-7348

Fax: 024-535-7346

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

申込書等については、上記ホームページに掲載しています。

(2) 解除区域等での事業継続・再開向け融資

制度概要

避難区域が解除された地域等に事業所を有する中小企業等が、当該地域において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金を無利子・無担保で融資します。

対象者 (A～Cいずれかに該当する県内の中小企業等)

- A 避難区域が解除された地域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する方。
- B 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する方又は事業再開の準備を行う方。
- C 警戒区域、計画的避難区域又は居住制限区域において許可を得て事業を継続・再開する方。
- D 特定避難勧奨地点に事業所を有し事業を継続・再開する方。

支援内容

- a 資金使途 避難区域が解除された地域等で事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- b 融資限度 限度額は以下のとおり（但し、月商の3ヶ月程度を目安とします。）
小規模事業者 500万円以内、それ以外の事業者 1,000万円以内
「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主です。
- c 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- d 融資利率 無利子
- e 担保 無担保
- f 保証人 法人の場合:代表者保証、個人の場合:不要
- g 審査期間 申し込みから貸付決定まで、約2週間
- h 繰上償還 随時可・手数料無料

お取り扱い期間

平成24年4月2日（月）から 平成25年3月29日（金）融資実行分まで

お申し込み・お問い合わせ先

<お申し込み先>

(公財)福島県産業振興センター・県内の各商工会議所・各商工会

審査により決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことを御了承ください。

<お問い合わせ先>

(公財)福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

Tel: 024-525-4019、534-0928、534-0938、534-0948、535-7348

Fax: 024-535-7346

E-mail: soumu@f-open.or.jp

URL: <http://www.utsukushima.net>

申込書等については、上記ホームページに掲載しています。